

令和6年第2回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和6年第2回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和6年2月13日(火) 午後3時
おいらせ町立東公民館 2階ホール

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

署名委員

署名委員

3 会期の決定 令和6年2月13日(火) 日間

4 教育長報告

5 各課報告

① 学務課

② 社会教育・体育課

6 付議案件

議案第1号 おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点(施策)について

議案第2号 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 令和5年度おいらせ町体育・スポーツに関する表彰被表彰者の決定について

議案第4号 県費負担教職員の異動の内申について

7 協議事項

8 報告事項

9 その他

教育委員会定例会 2月教育長報告

令和6年2月13日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	木	庁議
2	金	
3	土	
4	日	職員採用試験面接
5	月	教委打合せ
6	火	幼保小連携推進協議会
7	水	校長面談（下田小／百石中／木ノ下中／木内々小） 生徒指導連絡協議会
8	木	校長面談（百石小／甲洋小／木ノ下小／下田中）
9	金	木ノ下中吹奏楽部表敬訪問 特別支援教育支援員等採用試験面接
10	土	おいらせ町社会福祉大会（みなくる館） 古墳館講座①
11	日	全国小学生将棋名人戦おいらせ地区予選会
12	月	
13	火	教委打合せ 人事協議（上北教育事務所） 教育委員会定例会
14	水	いちようマラソン大会実行委員会
15	木	校長会 教育委員会表彰式リハーサル
16	金	新庁舎建設課長会議
17	土	町教育委員会表彰授与式 古墳館講座② こどもサポート学習会
18	日	
19	月	教委打合せ 政策会議 人事協議（上北教育事務所）
20	火	東北町村教育長連絡協議会引継ぎ 教頭会
21	水	議員全員協議会
22	木	
23	金	
24	土	古墳館講座③ こどもサポート学習会
25	日	
26	月	教委打合せ 県町村教育長協議会役員会
27	火	将棋まちづくり実行委員会 町立図書館協議会
28	水	一般質問調整会議
29	木	庁議

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を略したものです。

[その他]

2月・3月行事予定及び報告事項

< 2 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
13日	火	教育委員会定例会	東公民館
15日	木	校長会	みなくる館
17日	土	教育委員会表彰授与式	町民交流センター
20日	火	教頭会	東公民館

< 3 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
12日	火	町内3中学校卒業式	各校
19日	火	町内5小学校卒業式	各校
21日	木	教頭会	分庁舎
28日	木	教育委員会定例会	分庁舎

2月・3月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

2 月	行 事 名	場 所
10日 (土)	乳幼児学級	一川目保育園
11日 (日)	公文杯第49回小学生将棋名人戦おいらせ地区予選会	大山将棋記念館
15日 (木) ～ 17日 (土)	百石えんぶり	町内
17日 (土)	おいらせ町教育委員会表彰授与式	町民交流センター
27日 (火)	将棋まちづくり実行委員会	中央公民館
27日 (火)	町立図書館協議会	みなくる館

3 月	行 事 名	場 所
中旬	文化協会三役会	分庁舎
下旬	社会教育委員会議	分庁舎
下旬	公民館運営審議会	未定
下旬	青少年町民育成会議三役会	分庁舎

その他の事項(事務連絡等)

--

2月・3月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

2 月	行 事 名	場 所
14日 (水)	いちようマラソン大会実行委員会第3回実行委員会	東公民館
17日 (土)	おいらせ町教育委員会表彰授与式	町民交流センター

3 月	行 事 名	場 所
3日 (日)	スポ少指導者・育成者研修会	町民交流センター
19日 (火)	スポーツ推進審議会	分庁舎
下旬	スポーツ協会 三役会・理事会	未定

その他の事項(事務連絡等)

--

議案第 1 号

おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点（施策）
について

令和6年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策を別紙のとおり定める。

令和6年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町教育大綱に基づき、令和6年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策を定めるため提案するものである。

おいらせ町学校教育指導の方針と重点

1 方 針

青森県教育委員会の学校教育指導の方針と重点及びおいらせ町教育大綱の目標及び基本方針に基づき、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校運営に創意工夫をこらし、夢の実現に向けて、学ぶ楽しさと喜びを実感させ、個を生かし、生きる力を育む学校教育の推進に努める。

なお、この達成に向けて、教職員が本来の業務に注力できる時間を確保し、教育の質を高めるために、教職員間の業務の平準化や会議等の運営方法の工夫、円滑なコミュニケーションによる心理的負担の軽減、ICTの校務への活用等を図るとともに、時間外在校時間月45時間以内、年間360時間以内とし、業務量の適切な管理に努める。

2 重 点

(1) 授業の充実

児童生徒一人一人が、授業の中で学ぶ喜びを感得し、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 内容や時間のまとまりを見通した授業改善

イ 「めあて」と「見通し」の明確化

ウ 個々の考えを広げ深める対話的な学びの工夫

エ ICTの効果的な活用と学習環境の整備

オ 学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準等の整備・見直し・活用

(2) 道徳教育の充実

児童生徒一人一人が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

イ 各教科等との関連を図った道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

(3) 体育、健康教育の充実

児童生徒一人一人が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 生命尊重を基盤とした危機対応能力の育成

イ 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

ウ 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実

エ 食に関する指導の充実

(4) 生徒指導の充実

児童生徒と教師が、好ましい人間関係を構築し、児童生徒一人一人が自己実現できるよう、日々の授業、学級・学年・学校経営において、自己指導能力を育む生徒指導の充実に努める。

- ア 生徒指導の実践上の視点を意識した授業や学年・学級経営の充実
- イ 児童理解・生徒理解を深める積極的な教育相談と情報共有の充実
- ウ 不登校や問題行動等に対する協働指導体制の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(5) 特別活動の充実

児童生徒一人一人が、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- ア 話し合い活動を生かした学級活動の充実
- イ 個性の伸長とよりよい人間関係を構築するための工夫
- ウ 自治的な意識と主体性を高める児童会活動・生徒会活動の充実
- エ 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にした指導の充実

(6) キャリア教育の充実

児童生徒一人一人が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育を意識した指導体制の整備・充実
- イ 児童生徒が主体的にキャリア形成するための「キャリア・パスポート」を活用した指導の充実
- ウ 児童生徒の発達段階に応じた社会参画の意識の醸成、勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 個別の指導計画を活用した指導の充実
- イ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実
- ウ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

児童生徒一人一人が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 外国語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成
- イ 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、情報教育の推進に努める。

- ア 学習指導におけるICTの効果的な活用の推進
- イ 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- ウ 計画的・継続的な情報モラル教育、デジタルシティズンシップ教育の実施

(11) 研修の更なる充実

教育活動の充実を図るため、教職の専門性を高める組織的・計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- イ 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

(12) 幼・保・小・中連携の推進

幼児児童生徒一人一人が、生活の変化に適応し、円滑な接続につなげることができるよう、幼・保・小・中の連携に努める。

- ア 円滑な接続を図るための情報交換や交流の推進
- イ 互惠性を大切にした子供同士の交流活動の推進
- ウ 一貫性のある指導内容・方法等の明確化と連携

おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策

1 方針

「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」を推進目標に、町民の生きる力を育むために、生涯学習の充実により学ぶ機会の確保に努め、幼少期から多世代交流や自然文化の体験を通して豊かな心と郷土を愛する気持ちを育むことを支援する。また、地域の文化や伝統を継承していくことを通して地域に誇りを持ち、子どもは夢を抱き、大人は生きがいをもてる文化の薫るまちづくりを推進する。

2 重点施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

子どもたちがふるさとおいらせ町に対する誇りと愛着をもち、生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携して多様な学ぶ機会の充実により、未来を担う人財の育成に努める。また、町民一人ひとりの主体的な学びと、学びの成果を生かした社会参加活動を支援し、生きがいをもてる環境づくりと基盤整備を推進する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

個性あふれる文化芸術の創造と継承のため、優れた文化芸術を鑑賞する機会と文化団体等の自主・自立した活動への支援に努めるとともに、将棋をはじめ、おいらせ町固有の文化芸術資源を活用したまちづくりを推進する。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

地域への誇りと愛着を育むため、貴重な文化財を保護・保存し、住民との協働により管理・活用することで郷土愛を育む環境づくりに努めるとともに、郷土芸能の保存と継承を推進する。

3 主要施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

① 未来を担う人財の育成

- ・ 未来を担う青少年の健全育成のため、保護者や関係機関・団体と連携して各種健全育成活動を展開する。
- ・ 未来を担う青少年が、郷土への誇りや愛着をもち、将来のおいらせ町を支える人財になれるよう、地域全体で多様な体験活動機会の充実を図る。
- ・ 町子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に家庭・学校・関係団体が連携を強化し、子どもの読書に親しむ機会や読書環境の整備・充実など、子どもの読書活動を推進する。
- ・ 教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、学校や家庭教育支援チームなどと連携し、地域ぐるみの家庭教育支援の充実を図る。
- ・ 学校・家庭・地域が連携し地域全体で子どもの学びや成長を支え、地域を創生する仕組み「地域学校協働活動」を推進する。

② 生涯を通じた学びと社会参加活動の推進

- ・ 地域の様々な課題を解決するため、関係課・団体と連携したおいらせの学びカレッジ等により、町民一人ひとりの主体的な学びや対話の場を提供する。
- ・ 大人が生きがいをもち、いきいきと生活していくために、出前講座の講師や生涯学習フェスティバルへの主体的な参加など、学びの成果を生かした社会参加活動を推進する。

③ 社会教育推進のための基盤整備

- ・ 主体的な学びの機会を充実するため、社会教育推進組織の機能の強化を図るとともに、関係団体との連携強化を図る。
- ・ 町民の学習活動の場である公民館、みなくる館、図書館、大山将棋記念館の連携強化と、効率的で効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度や民間への業務委託など、民間活力の活用を推進する。また、施設を長寿命化できるよう、計画的な改修などを行う。
- ・ 町民の主体的な学びを支援する役割である職員や地域活動実践者等への各種研修機会を充実し、資質の向上を図る。
- ・ 社会教育関係団体やボランティアの自主・自立した活動を推進し、そのための活動を支援する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

① 個性あふれる文化芸術の創造と継承

- ・ 子どもの豊かな創造力を育むため、芸術鑑賞事業等により優れた文化芸術に触れる機会を提供する。また、郷土愛を深めるため、おいらせ音頭の普及や各種文化活動の充実に努める。
- ・ 文化芸術活動を行う団体の自主・自立した活動への支援と、文化に関する表彰などによる人財育成に努める。

② 将棋によるまちづくりの推進

- ・ 当町の特色である将棋によるまちづくりを推進するため、大山将棋記念館を拠点に町内外に情報発信を行い、将棋団体や指導者、愛好者との連携を強化し、子どもへの将棋の普及奨励・底辺拡大、人財育成に努める。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

① 文化財の保護と活用

- ・ 関係機関と連携しながら、文化財の計画的な調査・記録やパトロールなどにより、文化財の保護・保存に努める。
- ・ 史跡阿光坊古墳群やおいらせ阿光坊古墳館を適切に管理するとともに、町内外への情報発信を工夫しながら運営し、文化財の活用に努める。
- ・ 貴重な文化財に対する町民の理解と郷土愛を育むために、阿光坊古墳群保存会への支援をはじめ、地域住民との協働による史跡の整備・活用に努める。

② 郷土芸能の保存と継承

- ・ 郷土芸能団体と連携しながら、子どもの郷土芸能活動を推進し、指導者や後継者の育成を支援することで郷土芸能を後世に継承する。

おいらせ町社会体育行政の方針と重点施策

1 方針

町民一人ひとりが、生きがいや健康づくりのために自らスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの推進に努める。

2 重点施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

町民が気軽にスポーツに親しめる環境を整え、指導者養成、実践活動の推進、団体育成など、継続的なスポーツ活動を支える体制づくりに努める。

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

関係団体との連携のもと、各種大会において選手が活躍できるよう、指導体制の充実を図り、競技力の向上、選手の育成、環境の整備、スポーツイベントの誘致などに努める。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

体育館など既存スポーツ施設を安全かつ有効に活用できるよう、計画的な改修等の維持管理に努めるとともに、多くの町民が施設を活用し、スポーツに親しむ機会を得られるように努める。

3 主要施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

① 子ども（幼児・小学生・中学生）の体力向上

- ・ スポーツ推進委員やスポーツ協会等によるスポーツ教室の実施
- ・ 交付金や補助金の交付、町バスの貸し出しや部活動地域移行への体制づくり
- ・ 「町民スポーツの日（※1）」の周知、啓発

※1：毎月第3日曜日を「町民スポーツの日」と定めており、午前9時から午後4時まで無料開放することとしている。

（体育館の利用状況により、別日となる場合もある。）

② 成人の生涯にわたる豊かなスポーツ活動の推進

- ・ 様々な機会を活用したニュースポーツ体験の実施
- ・ 他課事業等とも連携した気軽にできるスポーツの紹介

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

① 競技スポーツの推進

- ・ 大会出場補助金の交付やトップアスリートによる講演会等の実施
- ・ 指導者への研修会や実技指導等の実施
- ・ 協会実施のスポーツ教室等の周知

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

① スポーツ施設の充実と利活用の促進

- ・ 既存施設の適正な管理運営
- ・ 施設情報のホームページへの掲載と適時更新
- ・ 町内各地でのウォーキングコース等の提案

議案第 2 号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を推進するため、おいらせ町地域学校協働本部の設置について提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2おいらせ町社会教育計画検討委員会の項の次に次のように加える。

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町地域学校協働本部	(1) 地域学校協働活動の企画及び推進に関すること。 (2) 地域学校協働活動ボランティアの養成及び活動の充実に関すること。 (3) 地域学校協働活動推進員の活動支援に関すること。 (4) 地域学校協働活動の広報活動に関すること。 (5) 学校運営協議会との連携に関すること。 (6) 放課後児童クラブとの連携に関すること。 (7) その他教育委員会が必要と認めること。	15人以内 (公募による者を含む)	(1) 学校関係者 (2) PTA関係者 (3) 社会福祉関係者 (4) 児童福祉関係者 (5) 地域学校協働活動推進員 (6) 地域団体関係者 (7) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	社会教育・体育課

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

令和5年度おいらせ町体育・スポーツに関する表彰被表彰者の決定について

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、下記のとおり被表彰者を決定する。

記

- | | | | |
|---|-----------|-----|----|
| 1 | 優 秀 選 手 賞 | 個 人 | 1名 |
| 2 | 生涯スポーツ賞大賞 | 個 人 | 2名 |

令和6年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、令和5年度おいらせ町スポーツ賞・優秀選手賞被表彰者を決定するため提案するものである。

議案第 4 号

県費負担教職員の異動の内申について

令和5年度末県費負担教職員の異動について、別紙のとおり内申する。

令和6年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づく手続きのため提案するものである。